

社会福祉法人まこと 役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人まこと（以下、「法人」という。）の理事、監事及び評議員（以下、「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する必要事項を定めることを目的とする。

(理事長の報酬)

第2条 理事長の報酬は、別に定める社会福祉法人まこと理事長報酬規程による。

2 理事長の報酬の支払日は、毎月20日に前月分を支給する。但し、当日、金融機関が休日の場合には、その前日を支給日とする。

(役員等の報酬)

第3条 役員等が監事監査等、法人の運営に必要な専門業務を行うために法人に勤務した場合は、報酬として日額5,000円を都度支給することができる。

(費用弁償)

第4条 役員等が理事会、評議員会またはその他の会議に出席した場合には、費用弁償として、日額5,000円を都度支給することができる。

2 前項の規程にかかわらず、四国中央市外に居住する役員等の理事会、評議員会またはその他の会議への出席については、旅費規程に準ずる交通費の実費を都度支給する。

3 役員等が法人の業務のために出張した場合は、旅費規程に定める旅費を支給する。

(適用除外)

第5条 法人の職員を兼務する役員等には、この規程は適用しない。

(改正)

第6条 この規程を改正、廃止するときは、理事会の議決を要する。

付則

この規程は、平成26年 1月 1日から施行する。